

6長第 453 号  
令和6年7月3日

尾張旭市指定地域密着型サービス事業所 管理者 各位

尾張旭市長 柴 田 浩  
(公印省略)

運営推進会議の取扱いの変更について（通知）

日頃は、本市の福祉行政に御理解、御協力を賜り、誠にありがとうございます。

さて、令和2年2月28日付厚生労働省老健局事務連絡「新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて（第3報）」により、運営推進会議の開催について、新型コロナウイルス感染症拡大時の対応が示されていたところです。

本市の地域密着型サービス事業所においては、令和2年6月9日付2長第287号により通知をしていましたが、令和5年5月1日付厚生労働省老健局事務連絡「新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけの変更に伴う人員基準等に関する臨時的な取扱いについて」に基づき、運営推進会議の取扱いを下記のとおり変更しますので、ご承知おきください。

記

変更の内容

| 変更前                                                           | 変更後                                                            |
|---------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------|
| 当面の間、運営推進会議の開催について、会議に代えて、文書による情報提供・報告にした場合であっても、運営基準違反とならない。 | 運営推進会議の開催について、対面又はオンラインでの開催を基本とし、書面開催、延期、中止等の方法で行うことは原則認められない。 |

なお、運営推進会議が、感染症や自然災害等により予定日に実施できず、代替の開催日も確保できない等の場合は、本市の判断により、開催に相当すると認める場合もあります。

担当 健康福祉部長寿課庶務係（岩田）  
電話 0561-76-8138（直通）